

# 秦野市個人事業者等支援給付金 Q&A

令和3年10月15日時点

## ～ 目 次 ～

### I 対象者について

<a href="#">Q1 国・県給付金の対象／対象外事業所の両方を営んでいる場合</a>	1
<a href="#">Q2 月次支援金の給付対象にならない事業者とは</a>	1
<a href="#">Q3 同一事業所の一部分で国・県給付金の対象事業を営んでいる場合</a>	1
<a href="#">Q4 国・県給付金を申請していなかった場合</a>	1
<a href="#">Q5 業種の区分について</a>	2
<a href="#">Q6 常時使用する従業員数とは</a>	3
<a href="#">Q7 常時使用する従業員数はいつ時点で判断するか</a>	3
<a href="#">Q8 事業所とは</a>	4
<a href="#">Q9 市外に店舗があり、自宅が事務所を兼ねている場合</a>	4
<a href="#">Q10 昨年市内に事務所を設置した場合</a>	4
<a href="#">Q11 市内の事業所を最近閉鎖した場合</a>	5
<a href="#">Q12 市内で複数の事業所を営んでいる場合</a>	5
<a href="#">Q13 市内で複数の法人を営んでいる場合</a>	5
<a href="#">Q14 主たる事業、従たる事業がある場合</a>	5
<a href="#">Q15 事業収入とは</a>	5
<a href="#">Q16 不動産収入は対象になるか</a>	5
<a href="#">Q17 主たる収入を雑所得、給与所得で確定申告した場合</a>	6
<a href="#">Q18 過年度に受けた給付金を事業収入に含めるか</a>	6

### II 申請書類等について

<a href="#">Q19 市内での事業実態を確認できる書類とは</a>	7
<a href="#">Q20 令和3年6月から9月までの事業収入を確認できる書類とは</a>	7
<a href="#">Q21 県休業協力金等の対象事業と別事業で申請する場合</a>	7
<a href="#">Q22 個人事業者で、前年・前々年に確定申告の義務がない場合</a>	7
<a href="#">Q23 確定申告書の控えに収受印がない場合や e-Tax の場合</a>	8
<a href="#">Q24 個人事業者で、白色申告をしていた場合の比較方法は</a>	8
<a href="#">Q25 昨年中に創業し、比較できる前年の事業収入がない場合</a>	8
<a href="#">Q26 昨年中に創業し、確定申告をしていない場合</a>	9
<a href="#">Q27 振込先が確認できる通帳等の写しとは</a>	9
<a href="#">Q28 申請者と通帳の名義人が異なる場合</a>	9

### III 支給について

<a href="#">Q29 申請後、支給までの期間について</a>	10
<a href="#">Q30 申請後、支給可否や振込日はどのようにわかるか</a>	10
<a href="#">Q31 給付金の使い方に制約はありますか</a>	10



## I 対象者について

**Q1 国や県の給付金の対象事業所と、対象にならない事業所の両方を経営しています。秦野市個人事業者等支援給付金（以下、「本給付金」とする。）の申請はできますか？**

A1 複数の事業所を経営している場合、対象となっている給付金の種類により判断が異なりますので、次の表をご確認ください。

名 称	判 断
県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（※）	左記協力金の対象となる事業所とは別に事業を営んでいる場合は、別事業分について申請可能
県大規模施設等に対する協力金	
国の月次支援金	左記給付金の対象事業所であっても、令和3年6～9月の4か月間全てで要件を満たさず、対象外の場合は申請可能
県の酒類販売事業者支援給付金	
新型コロナウイルスの影響による売上減少を対象とした給付金等	

※飲食店等でも、休業、時短要請の対象とならない店舗（日中のみの食堂の営業を続けていた場合など）は本給付金の申請が可能です。

**Q2 「事業内容が、国の月次支援金の給付対象とならない事業者」とは、どのような事業者ですか？**

A2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、月次支援金の給付要件である「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること」に当てはまらない事業者を指します。

**Q3 同一事業所内の一部事業が国や県の給付金の対象事業である場合、本給付金の申請はできますか？（例：ホテルの宴会場など）**

A3 申請できません。  
ただし、テナント営業等、別事業者が営業している場合は申請可能です。

**Q4 国や県の給付金の対象事業所でしたが、申請をしていませんでした。本給付金の申請はできますか？**

A4 申請できません。国や県の給付金に申請してください。

**Q5 どの業種に分類されるのかわかりません。**

A5 業種の区分は「商業（卸売業・小売業）」、「サービス業」、「製造業その他（商業及びサービス業を除く業種）」の3区分となります。次の表をご参照ください。

業種の区分	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業） " 5 1（繊維・衣服等卸売業） " 5 2（飲食料品卸売業） " 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） " 5 4（機械器具卸売業） " 5 5（その他の卸売業）
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業） " 5 7（織物、衣服、身の回り品小売業） " 5 8（飲食料品小売業） " 5 9（機械器具小売業） " 6 0（その他の小売業） " 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店） " 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業） " 3 9（情報サービス業） 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業） " 4 1 2（音声情報制作業） " 4 1 5（広告制作業） " 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業） 中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 5（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業〈ほかに分類されないもの〉）
製造業その他	上記以外の全て

**Q6 「常時使用する従業員数」について、アルバイト等は含まれますか？**

A6 「常時使用する従業員数」とは、労働基準法第 20 条に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とし、アルバイト等であっても、次の基準により個別に判断し、算出してください。

**【基準（労働基準法第 21 条）】**

次の者は、常時使用する従業員に含まれません。

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 2 か月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用されるもの
- ④ 試の使用期間中の者

ただし、次の場合は常時使用する従業員に含まれます。

- ① に該当する者が 1 か月を超えて引き続き使用される場合
- ② ③ に該当する者が所定期間を超えて引き続き使用される場合
- ④ に該当する者が 14 日を超えて引き続き使用される場合

なお、会社役員及び個人事業者本人は従業員には含まれません。  
また、**法人や事業主ごとに算出するもので、市内外全ての支店等の従業員数も含みます。**

**Q7 「常時使用する従業員数」はいつ時点のもので判断しますか？**

A7 申請時点の従業員数とします。

## Q8 「事業所」とは何を指しますか？

A8 事業所とは「経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること」及び「財貨及びサービスの生産又は提供が人及び設備を有して、継続的に行われていること」の2つの要件を備えているもので、工場、製作所、事務所（自宅兼事務所は除く）、飲食店、旅館などを指します。

なお、経済活動の行われる態様は多種多様なものがありますので、以下の事例をご参照ください。

- (1) 経済活動を行う場所が一定せず、特定の事業所を持たない臨時営業（露天商等）、移動販売（キッチンカー等）、個人タクシー、フリーランスなどの場合は、本人の住居を事業所とします。
- (2) 特定の事業所を持たず住居で仕事をしている著述家、画家、家庭における内職者などの場合、本人の住居を事業所とします。
- (3) 日々従事者が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所などは場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とします。
- (4) 農地、山林などで行われる農・林業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とします。
- (5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営などで事務所を持たない場合は事業主の住居）に含めて一事業所とします。

## Q9 市内在住の個人事業者で、市外に事業所があり、自宅を事務所として使用している場合、本給付金の対象となりますか？

A9 対象となりません。

この場合、自宅兼事務所が事業所としての要件を備えて経済活動を行っていることの確認が困難であることから、対象としていません。

## Q10 昨年市内に事業所を設置している場合、本給付金の対象となりますか？

A10 対象となります。

市内で令和2年12月31日以前に事業所を有しており、今後もその事業所を継続する意思がある場合、本支店を問わず対象となります。

**Q11 事業所を令和3年9月に閉鎖した場合、本給付金の対象となりますか？**

A11 対象となりません。  
市内で令和2年12月31日以前に事業所を有していた場合でも、現状で事業所を有していない場合は対象となりません。

**Q12 市内で複数の事業所を営んでいる場合、それぞれ申請できますか？**

A12 法人・個人事業者ともに同一事業者への支給は1回のみです。

**Q13 市内で複数の法人を営んでいる場合、法人ごとにそれぞれ申請できますか？**

A13 法人登記が別々であるなど、経営する事業者が異なる場合は、それぞれ申請が可能です。

**Q14 主たる事業、従たる事業のいずれかで売上減少の要件を満たす場合、本給付金の対象となりますか？**

A14 主たる事業、従たる事業の事業収入の合計額が支給要件を満たしていることが必要です。  
ただし、飲食店等で県の協力金の対象となる事業分の収入は除いてください。

**Q15 事業収入とは何を指しますか？**

A15 法人：法人事業概況説明書における「売上（収入）高」欄に記載されるもの  
個人：確定申告書類第一表における「収入金額等」の事業欄に記載されるもの

**Q16 不動産収入（マンション賃料収入など）は対象になりますか？**

A16 賃料収入等の「不動産収入」は対象となりません。  
ただし、「不動産業」として事業を行い、事業収入が減少している場合は対象となります。

**Q17 主たる収入を雑収入・給与所得で確定申告した個人事業者は対象となりますか？**

A17 雑所得・給与所得には様々な収入が含まれ得ることから、①～④を全て満たす個人事業者を支給対象としています。

- ①被雇用者又は被扶養者でないこと
- ②前年又は前々年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がないこと（又は0円）
- ③税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ていること
- ④業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であること

また、主たる収入を事業収入で確定申告した個人事業者との同等性について、客観的かつ公平に確認する観点から追加書類が必要となります。

**【必要書類の例】**

- 業務委託契約書等（報酬支払者と契約があったことを証する書類）
- 支払調書、源泉徴収票、支払明細書の写し
- 国民健康保険証の写し（雇用契約に基づき、会社等に雇用されていないことを証する書類）

**Q18 国からの持続化給付金など、過年度に受けた給付金は事業収入に含めますか？**

A18 含めません。



## Ⅱ 申請書類等について

**Q19 「市内での事業実態を確認できる書類」とは、どのような書類ですか？**

A19 事業所の所在地（住所）、事業内容が確認できる書類をご提出ください。

確定申告書、法人事業概況説明書、所得税青色申告決算書の控えの写しで確認が取れる場合は、これに代えることができます。これらにより確認が取れない場合（支店、白色申告など）、別途、許可証、ホームページ、公共料金の領収書の写し等により、所在地（住所）、事業内容がわかる書類をご提出ください。

また、飲食店等で休業、時短要請の対象とならない店舗を営営しており、本支援金の対象となる場合は、通常の営業時間が確認できる書類（ホームページ、チラシ、写真 等）をご提出ください。

**Q20 「令和3年6月から9月までの事業収入を確認できる書類」とは、どのような書類ですか？**

A20 令和3年6月から9月までの事業収入（売上）額がわかる試算表、売上台帳、帳簿等とし、フォーマットの指定はありません。また、経理ソフトで抽出したデータや手書きで作成した帳簿でも構いません。

※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

**Q21 県協力金の対象事業とは別事業を申請する場合の事業収入はどのように比較すればよいですか？**

A21 県の協力金の該当となる事業分の収入を除いて比較し、申請書に記載してください。なお、比較する月における、県協力金に該当する事業収入が分かる資料を併せてご提出ください。

**Q22 個人事業者で、前年又は前々年に確定申告の義務がなかった場合はどうしたらよいですか？**

A22 「収受印が押印された前年又は前々年分の住民税の申告書類の控え」の写しをご提出ください。

**Q23 確定申告書の控えに収受印がない場合や e-Tax の場合はどうしたらよいですか？**

A23 確定申告書の控えは、税務署、青色申告会又は自治体の収受印が押印されているものを可としています。収受印の押印がない場合は、次の書類で代用可能です。

法人	税理士又は公認会計士による事業収入確認書（市様式）
個人事業者	①税理士又は公認会計士による事業収入確認書（市様式）
	②収受印の押印されていない確定申告書の控えの写し及び納税証明書(その2 所得金額用) ※平塚税務署で取得できます。事業所得金額の記載がある「その2 所得金額用」を取得してください。

e-Tax で申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を合わせてご提出ください。

**Q24 個人事業者で、前年又は前々年の確定申告を白色申告でしていた場合の売上高の比較はどうしたらよいですか？**

A24 確定申告を白色申告で行っていた場合、前年又は前々年の事業収入合計を12か月で割った金額と比較してください（事業収入比較表の作成に当たっては、白色申告用を使用してください）。

**Q25 令和2年10月に創業しました。比較できる前年の事業収入がない場合はどうしたらよいですか？**

A25 令和元年7月以降に創業した方については、前年又は前々年の事業収入の月平均と比較することが可能です。

例：令和2年10月創業の場合＝3か月（10～12月）の平均あわせて、創業した日を確認するため、次の書類をご提出ください。

法人	履歴事項全部証明書（登記情報提供サービスの代用可） ※設立日が令和2年12月31日以前のものに限る
個人事業者	個人事業の開業・廃業等届出書（提出先：税務署） 又は、個人事業開業・休業・廃業届出書（提出先：県税事務所）の写し ※開業日が令和2年12月31日以前かつ、提出日が令和3年3月31日以前のもの

**Q26 令和 2 年 10 月に創業し、まだ確定申告をしていない場合、本給付金の対象になりますか？**

A26 令和 2 年中に創業し、確定申告をしていない場合、次の全ての書類をご提出ください。

法人	①履歴事項全部証明書（登記情報提供サービスの代用可） ※設立日が令和 2 年中のものに限る ②税理士又は公認会計士による事業収入確認書
個人事業者	①個人事業の開業・廃業等届出書（提出先：平塚税務署） 又は、個人事業開業・休業・廃業届出書（提出先：平塚県税事務所）※開業日が令和 2 年中かつ、提出日が令和 3 年 3 月 31 日以前のもの ②令和 2 年分の住民税の申告書類の控え（収受印が押印されたもの）の写し※提出日が令和 3 年 3 月 31 日以前のもの

**Q27 「給付金の振込先が確認できる通帳等の写し」とはどのような書類ですか？**

A27 振込先の金融機関・支店・口座種別・口座番号・口座名義（カタカナ）が確認できる金融機関発行の書類等の写しをご提出ください。

普通口座	通帳を開いた 1・2 ページ目
当座口座	電子通帳等の画面の写し・当座勘定照合表 等
ネット銀行等	口座情報の画面の写し

**Q28 申請者と通帳の名義人が異なります。問題がありますか？**

A28 振込先の口座名義人は申請者名義である必要があります。代表者が変更になっている場合は、金融機関で口座名義を変更後にご申請ください。

### Ⅲ 支給について

#### Q29 申請後、支給までどの程度の期間がかかりますか？

A29 申請書類に不備がなければ、概ね1か月程度を想定しています。  
なお、申請書類の審査に当たっては、秦野商工会議所が審査の補助を行います。そのため、申請内容について、秦野商工会議所から確認がある場合がありますので、ご了承ください。

#### Q30 申請後、支給可否や振込日などはどのようにしてわかりますか？

A30 申請書類の審査完了後、交付（または、不交付）の通知書を送付します。

#### Q31 本給付金の使い方に制約はありますか？

A31 制約はありません。事業継続のためにご利用ください。